令和6年度第1回大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会 会議録

1. 会議の名称

令和6年度第1回大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会

2. 開催日時

令和6年7月22日(月) 13時00分から14時 26 分まで

3. 開催場所

大津市役所 本館4階 第4委員会室

4. 出席委員(敬称略)

酒井 久美子(京都ノートルダム女子大学現代人間学部生活環境学科教授)[副委員長]

樋口 真也 (浜大津法律事務所 弁護士)

四宮 健多 (税理士法人 ミライエ 公認会計士・税理士)

演田 和則 (社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会 外国人介護人材特別委員長)

國松 睦生 (大津市副市長) [委員長]

三國 昌克 (大津市都市計画部長)

5. オブザーバー

山本 幸司 (大津市建設部技監)

6. 事 務 局

菊池 眞宏 (大津市健康保険部長)

岩村 聡 (大津市健康保険部長寿施設課長)

白井 崇 (大津市健康保険部長寿施設課課長補佐)

山本 悠貴 (大津市健康保険部長寿施設課施設整備係長)

7. 欠席委員(敬称略)

村田 智美(龍谷大学社会学部現代福祉学科 講師)

奥村 幸応 (公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部 副代表)

8. 添付資料

会議資料

9. 冒頭採決

令和6年4月1日に新たに委員の委嘱を行ってから初めての委員会であったため、「大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」第3条第3項第5号に基づき、委員の互選により委員長及び副委員長を選出。

→ 委員長に國松委員を、副委員長に酒井委員をそれぞれ選出。

10. 審議内容

事務局	(開催挨拶)
	(審議が成立していることを報告)
	(委員長及び副委員長を選出)
	(傍聴者入場)
委員長	開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。
	委員長を仰せつかったということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。
	そして、まずもって、今回、委員に就任依頼をさせていただいたところ、快く快
	諾していただきましたことの御礼を申し上げたいと思います。
	また、本日は大変ご多忙の中、或いはまた、非常に暑い中、この審査委員会に
	出席を賜りまして、重ねて御礼申し上げたいと思います。
	本日、第9期の高齢者福祉計画介護保険計画に基づく第1回目の会議というこ
	とでございます。私も、委員に就任して、初めての会議になります。不慣れではご
	ざいますけれども、皆さんの意見をしっかりと交換できるように努めたいと思い
	ますので、どうぞお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	それでは、次第に従って、議事を進めさせていただきます。
	次第には、審議事項として
	「(1)特別養護老人ホームに併設されたショートステイを特別養護老人ホーム
	に転換することについて」
	「(2) 特定施設入居者生活介護の整備について」
	「(3) 令和6年度第2回・第3回大津市地域密着型サービス・施設サービス審
	査委員会の非公開について」
	の3点を挙げていただいておりますが、その前に今年度の年間スケジュールや
	第9期計画に基づく入所・居住系施設サービスについて、事務局から、説明をお
	願いします。
事務局	<事務局説明>
委員長	ありがとうございました。

委員長 ただいま事務局からスケジュールと、第9期計画に基づいた施設サービスの整 備ということで説明がございました。 委員の皆様から何かご質問・ご確認されたいことがありましたらどうぞよろし くお願いいたします。 よろしいでしょうか。何か質問がございましたら、後程ご質問ください。 それでは、議事を次に進めていきたいと思います。 次第の「2.審議事項」の「(1)特別養護老人ホームに併設されたショートステイ を特別養護老人ホームに転換することについて」、事務局から説明をお願いしま す。 事務局 <事務局説明> 委員長 ありがとうございました。「特別養護老人ホーム、ショートステイから転換する」 ということの整備方針についての説明でした。 応募は30人分であるということと、募集要項の要旨案の2点について説明が ございました。 ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。 委員、どうぞ。 転換自体は、本当に需要と供給がかなり変化しておりますので、進めていたけ 委員 ればいいかなと思っております。 あと、意見ということなのですが、先ほど補助金の返還ということがございま したが、10年以上経過した場合は、補助金返還が不要となる場合がございま す。滋賀県になるのか、大津市になるのか分からないのですが、事前協議の段階 で、確認や助言等をしてあげていただければと思っております。 もう1点、恐らく、ショートステイ各施設において、利用者の皆さんの利用頻度 がかなり異なっているのかなというふうに思っております。 今のショートステイの場合ですと、特別養護老人ホームへの入居を待ってらっ しゃる方がショートステイを利用することが、かなりの割合を占める場合もあり ますので、そうした方を除いて。 いわゆるレスパイトといいますか、在宅で介護している方が休養する際に、シ ョートステイを利用したいが、特別養護老人ホームに転換することで利用できな くなるということは避けたほうがいいかなと思います。公募を行う際には、その あたりの状況を確認していただければ。例えば、10 名定員の施設で、頻繁に利 用されるがいらっしゃるのか。仮に半分の5名分をショートステイから特養に転 換するということなりますと、利用しづらくなってしまうかもしれませんので。ち ょっとそこは考慮してあげていただければなというふうに思っております。

後ですね、30名分の転換を目指すとのことでしたが、公募したときに、ぴったり30名の定員で応募があるかどうか分かりません。例えば、定員30名で募集したところ、複数の応募があって、転換希望の合計が35名分になるなど、端数が出る場合ございます。その場合にどういう取り扱いをするかというのは、公募

委員	の段階で明示してあげればいいかなというふうに思っております。
	例えば、最後の事業者さんは、10名分転換したいけれども、転換枠があと5名
	分しかない場合は、転換を認めないのか。それとも、残りの整備枠分だけを認め
	る場合があるのかということは、公募の留意事項で示してあげていただいた方
	がいいかなというふうに思っております。
	私からは、以上です。
委員長	ありがとうございました。3点ご意見をいただきましたが、事務局からコメント
	がございましたら、よろしくお願いしたいと思います。
事務局	まず1点目、補助金の返還についてでありますけれども、こちらについては、公
	募の段階で書類等が出てきますので、過去、補助金等を受けておられるかどう
	かというのは、事前に確認をさせていただこうと思います。もし該当する場合が
	あれば、事業者さんに、丁寧に周知を図って参りたいというふうに思っておりま
	す。
	2点目、利用したい方が利用できないようにならないかということであります
	けれども、事前にショートを併設されている事業者さんから聞き取った中で、利
	用状況については、施設によって非常に差がある状況でした。ショートステイを
	ほぼ満床使っている施設もあれば、全く使用していないようなところもございま
	した。
	やはり、施設によって、地域柄もあって利用状況が変わってくるのかなという
	ふうには思っております。今、既にショートステイが埋まっている施設については
	転換することなくそのまま運用されるでしょうし、通常の稼働率の関係から、例
	えば全 10 床のうち5床だけ転換したいというようなことを考える施設もあると
	思います。この点については柔軟に対応したいと思っております。
	最後に、3点目の公募定員 30 床をどうするのかというところですが、事務局
	としては、30 床を超える部分については、審査委員会の中で諮らせていただき
	たいと考えております。30 床をマストとするのか、或いは、単純に順位付けする
	中で、30 床を超える部分を認めるかどうかということを、審査の中で諮らせて
	いただきたいと考えております。
	この点については、事前に公募条件の中で示した方がよろしいでしょうか。
委員	もう既に事務局様の方で考慮されているということであれば、後はお任せし
	たいと思います。
事務局	ありがとうございます。
	公募の段階では30床を上限として設定しますけれども、それについてはマス
	トとせず、委員会の中でお認めいただければ、30 床を超えて、例えば、32 床と
	か 33 床の転換も認めることとします。
委員長	ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。
	はい。お願いします。
事務局	本日欠席の委員よりご意見を頂戴しておりますので、ご紹介させていただき

事務局

ます。

先ほど、委員もおっしゃられたことと同じ観点なのですけれども、「ショートステイの役割の1つに、レスパイトがあると思います。家族介護者支援の目から見て、ショートステイの床数が減るのはどうかと思ったりします。逆にレスパイトサービスが増えていてショートステイは必要とないというデータは出ておりますか。もちろんショートステイがレスパイトサービスをすべて賄っているとは言いませんが、少なくとも必要としている方々がいるなら必要かと思います。」というご意見でございまして、レスパイトで利用される介護家族の方がおられる以上、いたずらにショートステイを減らすものではないだろうということでした。

委員のご意見に対するお答えもご用意いたしましたので、今述べさせていた だきます。

もちろん委員のご意見の通り、レスパイト、つまり家族の介護者さんが介護疲れにならないように息抜きのために、利用するようなことは、ショートステイの大きな役割の1つだと考えております。

また、大津市内にはショートステイの専用施設が11施設150人分稼働していることから、実際多くの方に利用いただける状況と捉えております。委員からご意見をいただきました、レスパイトサービスが増えているからショートステイは必要ないというデータは持ち合わせておりませんけれども、特別養護老人ホームに聞き取りをしたところでは、ショートステイの稼働率が高い所は、常にほぼ満床状態です。ところが、稼働率が低い施設は、常に稼働率がほぼゼロという極端な結果となっています。

ショートステイの稼働率が低い施設に聞きますと、頑張って募集しても利用の希望がないとのことですので、全体でショートステイが過剰供給であるということではなく、施設の立地や地域性によるものが大きいと考えております。例えば、大津市の北部地域では、訪問サービスのニーズは低く、施設に出向くデイサービスやショートステイのニーズは高いということでした。こういった地域ではショートステイの稼働率が高くなっています。

このように、各施設によって状況が異なることから、ショートステイが必要な施設はそのまま運用していただきますし、ショートステイの希望がほとんどなく、空きベッドを特養に転換して有効活用したいと思っている施設には、ご応募いただきたいと思います。そのような転換を希望される理由については、詳しく応募の際に提出いただいた資料に書いていただくなり、審査委員会の選定審査の中で、詳しくご説明していただきたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。

委員よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

委員、どうぞよろしくお願いします。

委員

すいません。質問が2点ございまして。

委員	先ほど、地域性がありますよというところで、ショートステイの利用がほとんど *
	│ ない施設があるとご説明いただきましたが、ショートステイの利用が少ない地域 │
	では、特養の入居率も等しく少ないものなのでしょうか。要は、ショートステイが
	少ないから特養に転換しても、そもそも特養のニーズがそんなにない地域であ
	れば、単純に床数を増やしてもあまり意味ないのではないかと感じました。その
	辺の地域特性というか、ショートと特養の入居率の関係が分かれば教えていた
	だきたいというのが1点目です。
	2点目が、もしショートステイの稼働率が高い施設が、特養への転換に応募し
	てこられた場合はどうするのか。30 床転換する目標を優先すべきなのか。その
	ような施設が応募する場合は、施設内のショートステイ利用者に対して、他施設
	への紹介・斡旋を行う前提で、転換を認めるというふうにするべきなのか、現状
	でどのように考えておられるのか教えていただけますでしょうか。
委員長	事務局。よろしくお願いします。
事務局	1点目、ショートステイの利用が少ない地域における特養の稼働率というとこ
	ろなのですけれども、こちらの方は必ずしもリンクはしておりません。ショートス
	テイの利用が少ない地域では、特養の稼働率も低いということは、一概には言え
	ず、ショートステイの利用が少ない地域でも、特養の稼働率が大体 90%ぐらい
	で推移しています。ショートステイの利用が低ければ、特養の利用が低くなると
	いう状況にはなっておりません。
	2点目、どういうふうに選定していくのかという方針ですけれども、9 期計画
	期間中に、特養を新規で整備しないということが、前提となっていますので、シ
	ョートステイの稼働率があまり少なく、空きベッドを有効活用したい施設を優先
	して選定していくことになるのが基本になると、事務局の方では考えておりま
	す。
委員長	委員、よかったでしょうか。
	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
	委員、お願いします。
委員	募集要項の要旨には、「同一法人による複数計画の応募を不可とする。」とな
	っています。パワーポイント資料の 11 ページを見ると、いくつかの法人が複数の
	施設を運営されていることが見てとれます。
	例えば、こういう法人が、応募される場合には、どちらか1か所の施設に絞っ
	て、転換に応募していただくということなのですね。
委員長	事務局、よろしくお願いします。
事務局	はい。おっしゃっていただいた通り、基本的には当該法人が運営する施設の中
	で、一番要望の高いところを1か所選んで、応募していただくことになります。
委員	ありがとうございます。応募件数がどれぐらいになるか、目途は立ってないと
	思いますが、応募が 30 床に満たない場合は、改めて公募することになります
	か。

委員長	事務局、よろしくお願いします。
事務局	1法人1施設のみの応募に絞った結果、応募が30床に満たない場合は、再度、
	公募をさせていただくということも視野に入れております。
委員	同一法人が、複数施設を応募することを不可とした理由は、何でしょうか。
委員長	事務局、よろしくお願いします。
事務局	どれぐらいの事業所が応募されてくるのか、実際に読めない部分がございま
	すので、同一法人が 30 床の定員分のほとんどを取ってしまうというようなこと
	がないよう、今回は1法人につき1施設とさせていただいている次第です。
委員長	委員、よろしいでしょうか。
	その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。
	それでは、事務局は、本日の意見を踏まえて、公募を実施していただきますよ
	うお願いします。
	それでは、議事を進めて参ります。
	次第の「2. 審議事項」の「(2) 特定施設入居者生活介護の整備について」、事
	務局から、説明をお願いします。
事務局	<事務局説明>
委員長	特定施設入居者生活介護の整備についてということで、説明がございました
	が、なかなか馴染みの薄い言葉が出てきているような印象を受けています。
	どのようなことでも結構ですので、ご意見等を賜ればと思います。
	はい。委員、どうぞお願いします。
委員	パワーポイント資料の 16 ページに、特定施設入居者生活介護の指定状況が、
	示されております。この中で、2つの養護老人ホームがございますが、これらは
	「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」なのか、「一般型特定施設入居
	者生活介護」なのか、教えていただけますでしょうか。
委員長	ありがとうございます。事務局、お願いします。
事務局	これらの養護老人ホームにつきましては、「一般型特定施設入居者生活介護」
	で指定されております。
委員長	委員、どうぞ。
委員	私も分からないところがあるのですが。
	まず、特定施設入居者介護に指定すると、介護保険の対象になり、入居者の自
	己負担が少なくなるということでよかったでしょうか。
	そうなると、逆に言うと、市なり県なり国なりの介護保険からの拠出分が増え
	るっていうことで、行財政的には、その分の公費が投入されることかなと理解し
	たのですけれど。特定施設入居者生活介護が 60 人不足するので募集するとい
	う、あるべき論は分かるのですけれど、60人分の予算については、もう手当は
	済んでいるという理解でいいのか、教えていただけますでしょうか。
委員長	はい。事務局お願いします。
事務局	1つ目の、まず、特定施設入居者生活介護の指定を行いますと、施設が直接サ

事務局

ービスを提供することになります。そして、そのサービスについては介護保険の対象となる形になります。

2つ目なのですけれども、こちらもいわゆる包括報酬という形になりますので、その利用の限度額に応じた請求をされます。その分については当然、介護給付費で支払うということになりますので、結局は介護保険料の方にはね返ってくるという形になります。既に、9期計画期間中の介護保険料を策定しておりますので、こちらが反映されるのは、次の10期計画期間中の保険料からという形になりますが、試算をしたところ、60人分を特定施設入居者生活介護にすることによっての保険料への影響は、ほぼ無いという結果になっております。

委員長

はい。お願いします。

事務局

補足ですけれども、現在、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない特定施設、例えば有料老人ホームは、直接介護保険サービスを提供できませんが、 入居者は、要介護度が上がっていきますと、そこを住まいとして外部の介護保険サービスを受けられることになります。

ですので、特定施設入居者生活介護の指定を受ける前から、入居者は、外部の 介護保険サービスを使っておられるので、そういう意味では、既に介護保険料に 跳ね返っている部分はございます。それが指定を受けることで、むしろ外部でい ろいろなサービスを受けていたのが、施設の中でサービスを受けることができ るようになり、場合によっては介護保険料が下がるということになります。

要介護度が高い入居者が多い有料老人ホームであればあるほど、その恩恵が受けられやすくなる。実態として、要介護度が高い入居者が増えている、有料老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受けたいということを希望されているというのは、そういうこともございます。

そういうことも踏まえて、むしろ介護保険料が下がるケースもあるということ も、お伝えしたいと思います。以上です。

委員長

委員、お願いします。

委員

はい。パワーポイント資料の 20 ページのA4のところについて。一般型の混合型特定施設入居者生活介護を整備されるということですが、市内の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅には、既に入居者がいらっしゃると思います。

要介護度が中重度の方は、居宅サービスの区分支給限度基準額いっぱいまで サービス利用されている場合、この特定施設入居者生活介護の指定を受けられ ると、利用者負担は下がるのかなというふうに思っておりますが、要介護度が軽 度の方については、あまりサービスをお使いでない方ですと、利用者負担が増え てしまうことも想定されます。

どういう形がいいのか、ちょっと分かりませんけれども、その点については少し、指定を受けられる事業者さんの方になるのか、或いは応募の際に何らかの申し出をするのか、ちょっとご配慮をいただいて。要介護度が軽度の方の利用者負

委員	担について、絶対とは言えませんけれども、その点については十分配慮いただけ
交兵	ればということで、ちょっと意見として申し上げたいと思います。
 委員長	ありがとうございます。今のご意見、要介護度によってその限度額が変わって
	くるので、特定施設入居者生活介護の指定を受けることで、要介護度によって自
	こ負担の割合が減ったり増えたりする可能性があるというお話だったと思いま
	すけれども、何かコメントありましたらお願いします。
 事務局	ご指摘いただきました通り、確かに軽度の方については、特定施設生活介護
4-3276	の指定を受けることで、かえって自己負担が上がってしまうようなことも想定さ
	れるところですが、市内の有料老人ホームの入居者の実態につきましては、比較
	的重度の方が多いということがございます。
	さらに、大津市では、今まで特定施設入居者生活介護の指定を行っていませ
	んでしたので、市内の事業者さんは、指定の公募を待ちわびておられる状況であ
	り、指定を受けるために準備をする中で、一定そこは整理をされてくると思われ
	ます。
	要介護度が軽度の入居者が多いところについては、そういったことも考慮し
	て、特定施設入居者生活介護の指定に応募されるものと考えております。
委員長	委員、どうぞ。
委員	私の整理が悪いのかもしれないのですけれど。現在、市内の特定施設の入居
	者さんが、外部の介護サービスを利用しています。その方々には、最終的に自己
	負担額はどちらが高いとか、事業者が提供するサービス内容等々を考えて、自ら
	が利用する介護保険サービスを選ぶ権利があるはずですよね。
	特定施設入居者生活介護の指定を受けたら、入居者は、その施設が提供する
	介護サービスしか利用できなくなるのでしょうか。
委員長	事務局お願いします。
事務局	「一般型」の特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合は、その施設が直接
	サービスを提供される形になりますので、既に外部のサービスを使っておられる
	場合は、切り換えていただくことになります。
委員	絶対にそうなるのですか。
	いろいろなサービスを選べるのが、介護保険ですよね。利用者が、利用するサ
	ービスを選べるはずですよね。
	有料老人ホームの入居者が、今まで使ってきたサービスの方が慣れているか
	ら、そちらを使い続けたいと希望しても、特定施設入居者生活介護の指定を受け
	れば、それは駄目となるのですか。
	そうだとしたら、考え方がすごく変わってきてしまうなと思って、お話を聞い
	ていました。
委員長	事務局、お願いします。
事務局	特定施設入居者生活介護の指定を行うとして、「外部サービス利用型」の指定
	を行うならば、利用者の方が他の外部サービスを使うことはできると把握してお

事務局	りますが、今回は「一般型」の特定施設入居者生活介護の指定を行いますので、
	入居者には、その施設が提供される介護サービスを利用していただく形になり
	ます。はっきりと断言できないのですけれども、「一般型」の場合、入居者が外部
	のサービスを利用できなかったように、把握しております。
	すみません。その辺は、もう一度確認をさせていただきたいと思います。
委員長	サービスを受ける側のことをおっしゃっているのですよね。
委員	入居者の中には、今までのサービスを使い続けたいと思う人もいるのではな
	いかと思います。
	先ほど、要介護度の違いによって、内部の介護サービスを利用する場合は、自
	己負担額が高くなる場合もあるとのことでした。
	そうであるなら、これまで通り外部の介護サービスを使い続けたいという入居
	者もいる可能性はあると思います。
	そういうお話を踏まえても、「一般型」のみ公募するのでしょうか。お話を聞い
	ていて、「外部サービス利用型」も一緒に公募してもよいのではないかと、思えて
	きました。
委員長	事務局、どうですか。
事務局	はい。「一般型」になりますと、介護サービス利用者にとっては、逆に定額制に
	なるので、たくさんサービスを使われたとしても、安心して介護サービスを利用
	できることになります。
	「外部サービス利用型」になりますと、利用者が外部の介護サービスを利用す
	れば、サービスを利用した分だけ、自己負担額が増えていき、区分の限度を超え
	ると、その分は 10 割負担になるという形になるので、利用者の自己負担が上が
	ってしまうということになります。
	また、「外部サービス利用型」の指定を行うことになりますと、当該施設の事業
	者は、ケアプランだけを作り、介護サービスは外部に委託をされる形になり、そ
	の外部に委託された分は、出来高払いになりますので、結局、今の利用形態とそ
	んなに変わらないということになり、場合によっては利用者の負担がそんなに軽
	減されないということになります。
	むしろ、「一般型」に指定することによって、当該施設の事業者は、今まで外部
	に委託していた介護サービスを直接提供できることになりますので、利用者の
	負担としては軽減できるのではないかというふうに考えております。
委員	入居者が、外部の介護サービスを利用する場合、サービス支援計画を、特定施
	設の事業者がやらなくてはいけないのですか。外部の介護サービス事業者さん
	が、ケアプランを立てたらいいのではないでしょうか。
事務局	特定施設入居者生活介護の指定を受ければ、外部の介護サービスを利用する
	場合であっても、ケアプランそのものは、施設の事業者がされる形になります。
	介護サービスだけを外部の事業者に委託するというのが「外部サービス利用型」
	になります。

委員長	はい。お願いいたします。
事務局	特定施設入居者生活介護に転換したい事業者からの立場で考えますと、既存の共和に対象は、特別等議者しましている。
	の施設は、特別養護老人ホームと同様に配食サービスであるとか、専用のお風呂
	のサービスであるとか、既に、特定施設入居者生活介護の指定を受けられるだ
	けの施設要件を満たしているところがあったりします。
	さらに、そういう施設では、特定施設入居者生活介護の指定を受けるのに必
	要なスタッフを揃えられるだけの力があるというところからしますと、せっかく
	特定施設入居者生活介護の指定を受けても、そのまま外部の介護サービスを使
	われ続けてしまうと、それだけの機能とスタッフが無駄になってしまうのですね。
	施設側は、それだけのスタッフと設備を揃えているので、入居者に対して、「今
	後、介護度が上がっていっても、心配することなく、長年同じところで住み続け
	ていただけるように、サービスもこの施設のスタッフで賄うことができますよ。」
	といった具合に、説明をしていただくことになります。
	ですので、「一般型」というのは、基本的に、特別養護老人ホームと同じような
	形になるというところになります。例えば、要介護度が軽度の方は自己負担額が
	上がり、要介護度が重度の方は、自己負担額が下がるというようなことがあるの
	ですけれども、そういった部分について、今の入居者に対してどのように説明さ
	れるのか、また、今の入居者はどのような入居状況ですかといったところは、公
	募をして選考審査を行う上でのポイントになると思います。
	事業者が、そういったところに配慮した計画を立ててくるかというところは、
	非常に大きなポイントになりますので、審査の際には、そこを判断いただきたい
	なと思っております。
委員長	確認なのですけれど、今回、公募を行うのは「一般型」ということですが、既存
	の特定施設のうち、外部に介護サービスを委託している施設は、対象にはしない
	ということでよかったでしょうか。
事務局	「一般型」と「外部サービス利用型」というのは、特定施設入居者生活介護の指
	定を受けた施設が行う、介護サービスの提供形態の違いに着目した区分けでご
	ざいます。両者の違いは、事業者が介護サービスをどのように提供するかの違
	いでございます。
	「一般型」というのが、ケアプラン作成から介護サービスの提供までを、特定施
	設入居者生活介護の指定を受けた事業者が、全部行う形になります。
	一方、「外部サービス利用型」というのは、特定施設入居者生活介護の指定を
	受けた事業者は、ケアプランの作成だけを行い、それ以外の介護サービスの部分
	は、外部の事業者にお願いをする形になります。例えば、ケアプランの作成は特
	定施設入居者生活介護の指定を受けた事業者が行いますが、訪問介護等の介護
	サービスについては、外部の事業者さんにお願いするようなイメージでございま
	す。
	ですので、今回、「一般型」を対象に公募を行うということは、「一般型」のサー

事務局	ビスを提供する計画の事業者を募集しますよということになり、「外部サービス
	利用型」のサービスを提供したいというふうに考えられている事業者さんについ
	ては、募集の対象外になるということであります。
	すいません。1点補足がありまして。先ほど委員から質問をいただきました、特
	定施設入居者生活介護の指定を受けた場合の外部サービス利用について。
	改めて、法令を確認しておりましたところ、「指定居宅サービス等の事業の人
	員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第179条第2項
	に「指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が・・・当該指定特定施設入居
	者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げては
	ならない。」と規定されておりますので、例えば、有料老人ホームが「一般型」の特
	定施設入居者生活介護の指定を受けた場合、入居者から外部の介護サービスを
	利用したいと言われたら、事業者は、内部の介護サービスを利用するように強制
	することができず、外部の介護サービスを利用できるようにしなくてはならない
	ということになります。
	よって、「一般型」の特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設の入居
	者でも、外部サービスを利用したい場合は、救済される余地はあるということで
	す。
委員長	委員、そういうことでよろしいですか。
	入居者に利用する介護サービスを選択する余地があるということでしたの
	で、よろしかったでしょうか。
	はい。ありがとうございます。
	その他いかがですか。お願いします。
委員	はい。どうもありがとうございます。
	ただ今、事務局から説明いただきました基準につきまして、特定施設入居者生
	活介護の指定を受ける際に、新規の入居者にまで対応を求めると事業者が混乱
	してしまいそうですが、どうしても外部サービスを利用したいという既存の入居
	者に対しては、一定の配慮していただくようお願いをする必要があるように思い
	ます。
	公募にあたっては、事業者さんのそういった対応を評価するのか、或いは公募
	要件の中の配慮事項にするのか、1度検討いただいたらというふうに思っており
	ます。
委員長	ありがとうございます。
	委員、お願いします。
委員	すいません。理解の確認をしたいのですが。
	「一般型」と「外部サービス利用型」の違いというところで、結局、「外部サービ
	ス利用型」では、ケアプランを事業者が作成して、実際の介護サービスの部分は
	外部にお願いするということでした。
	今の基準のお話だと、「一般型」でも、入居者は外部の介護サービスを使うこと

委員

ができるということなのですよね。「一般型」は特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業者が、ケアプラン作成から介護サービスの提供まで全部を行う方式だと思っていたのですけれども、「一般型」でも、大なり小なり、外部の介護サービスを利用することができるということでした。

今回の公募では、「混合型特定施設入居者生活介護」のうち、「一般型」のサービスを提供する事業者を募集し、「外部サービス利用型」は除外するとのことでしたが、「一般型」と言っても、例えば、サービスのうち5%ぐらいは外部に委託していたり、入居者の希望で一部外部サービスを利用しているというような施設を、「一般型」と呼び切ってしまっていいのでしょうか。

要は、「一般型」でも、一部外部の介護サービスを利用している場合があるので、完全に外部のサービスを利用する「外部サービス利用型」と、完全に内部で介護サービスを提供する「一般形」の間の形態が存在しているように思います。

今回、公募の対象にするのは、全部自分たちでやっている完全な「一般型」ということでしょうか。「一般型」の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設が、一部の介護サービスを外部に委託するとして、どれぐらいまで外部委託することが許されるのか、その辺がちょっとよく分からなくなってきたので、補足していただけますでしょうか。

委員長

はい。事務局お願いします。

事務局

基本的に、「一般型」の場合は、事業者が 100%自前で介護サービスを提供できる形態と思っていただいて差し支えはございません。

なので、ケアプランの作成から具体的な介護サービスまで、すべて事業者がやるということを想定しているのが「一般型」でございます。「外部サービス利用型」の方は、ケアプランの作成までは、事業者さんが自前でやってきて、介護サービスの部分、例えば、訪問介護ですとか、そういった部分については、外部に委託するということでございます。

「一般型」の場合、何%まで介護サービスを外部に委託できるのかという問いなのですけれども、基本的には事業者が100%介護サービスを提供できる場合を、「一般型」としておりまして、100%のうち、ケアプラン作成の部分だけを事業者が提供できる形態を「外部サービス利用型」としております。

先ほど補足させていただいた基準は、「一般型」の施設であっても、入居者は外部のサービスを利用することが、制度としては許容されているということです。

要は、「一般型」と「外部サービス利用型」という区分けは、事業者が、どこまでのサービスを提供できるかということに着目した区分けだと考えています。事業者が、自分たちで100%介護サービスを提供できるという形態が、「一般型」。事業者はケアプランの作成までは提供できるという形態が「外部サービス利用型」ということです。

ですので、「一般型」の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設の入居者が、外部の介護サービスを利用したいという場合は、それを排除するものではな

事務局	いと、理解をしております。
委員長	委員、よろしいですか。
委員	今のお話は、制度として、「一般型」では事業者が自前のサービスを提供でき
	るけれども、外部サービスをあえて使いたい入居者がいることも想定した制度
	になっているということですね。
	要は、今回、新たに特定施設入居者生活介護の指定を受ければ、自分の施設
	の中で介護サービスを利用することができるけれども、引き続き外部の介護サ
	ービスを使うことは、問題ないという理解でよろしいですか。
事務局	はい。委員がおっしゃった通り、「一般型」とは、事業者の視点に立つと、全ての
	介護サービスを提供できる形態ということです。
	入居者の視点からすると、「一般型」の施設であっても、介護サービスを提供す
	る事業者は全て固定されるわけではなく、自分で介護サービス事業者を選択す
	る余地がある制度であると理解をしております。
事務局	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付
	き高齢者向け住宅は、現在、全て外部の介護サービスを利用されております。全
	ての介護サービスを内部で提供しようとすると、この指定を受けなければならな
	いということです。
	この指定を受けるためには、内部で全ての介護サービスを提供できるだけの
	施設設備とスタッフが必要になりますので、例えば、今回 60 人分の転換を公募
	したとしますと、事業者は、設備をどうするか、スタッフをどうするか、そういう
	ところを全部計画にまとめて、応募してこられると。
	そして、審査委員会で審査をしていただく場面で、これまで全部入居者が外部
	の介護サービスを使っておられたところ、事業者が全部の介護サービスを内部
	でできますよというプレゼンをしていただくわけですね。 - ^
	今まで住んでおられた方は、改めて施設が特定施設入居者生活介護の指定を
	受けたときには、施設の内部で介護サービスを受けるように、介護保険サービス
	の契約が見直されることになります。特定施設入居者生活介護の指定を受けた
	から、皆さん安心してこの施設に入居してくださいねということになるのです
	が、入居者から「外部のデイサービスにお友達がいるから、どうしてもその施設
	に行きたい。」と言われたときには、「特定施設入居者生活介護の指定を受けた から、A 2200分離サービスは駐日でまた。 トレンションではなく - 220分割サービ
	から、外部の介護サービスは駄目ですよ。」ということではなく、一部外部サービ
	スの利用を認めることは、制度として可能というような取り扱いだと考えていた
 委員長	はい。ありがとうございます。
女只区	今のお話、それから 60 人分転換を募集するということと、パワーポイント資
	おの最後のページ募集要項案、その他のご質問がありましたらお願いします。
	はい。委員、どうぞ。
 委員	この「60 人分」というのも、先ほどのショートからの転換と同様に、60 人を超
女只	こく、00 人の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10

委員	えた場合、端数を認めるかどうかも、審査委員会の最終審議で決定することでよ
	ろしいですか。
委員長	事務局、お願いします。
事務局	先ほどのショートと、同じ取り扱いにしたいと考えております。
委員長	他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	それでは、時間も迫って参りましたので、他に質問がある場合は、最後にまと
	めてまたご質問を受けることしたいと思います。
	引き続き、議事を進めてまいります。
	次の議審議事項「(3)令和6年度の第2回・第3回の地域密着型サービス施設
	サービス審査委員会の、非公開について」、事務局から、説明をお願いします。
事務局	本日の審査委員会でもお話させていただきましたとおり、「令和6年度第2回・
	第3回大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会」は、事業者の選考
	を行います。
	選考過程で事業者が発表する内容は、「公にすることにより、当該法人の競争
	上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として「大津市情報公開
	条例」第7条に規定する『非公開情報』に該当すると考えます。
	よって、「大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」第3条第
	3項第10号に基づき、第2回及び第3回審査委員会の会議を非公開とさせてい
	ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	事務局の方から、第2回及び第3回の審査委員会は、事業者の選考過程に関わ
	ることですので、会議を非公開にしたいという申し出がございました。
	それでは委員の皆様にお諮りをさせていただきます。ただ今の事務局の申し
	出を受けまして、会議を非公開にすることについて異議はございませんでしょう
	か。
委員	<異議なし>
委員長	ありがとうございます。異議がないということでございますので、第2回及び
	第3回の審査委員会は、会議を非公開とさせていただきます。
	以上で、本日の案件は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しさせてい
±260	ただきます。
事務局	委員長、会議の進行、誠にありがとうございました。 ストライン 2007 100 100 100 100 100 100 100 100 100
	それでは、次回の審査委員会は、10月28日月曜日に開催する予定です。
	次回の審査委員会では、現在公募を行っております、地域密着型サービスの業
	者選定を予定しております。現在の応募状況では、最終的な応募数がどうなるか
	はまだ見えていない状況ですが、応募多数の場合は、予備日として、11月12日
	の火曜日にも審査委員会を開催する予定です。
	応募数が少ない場合は、予備日無しということにさせていただきますので、皆
	様どうぞよろしくお願いいたします。
	以上をもちまして、令和6年度第1回大津市地域密着型サービス施設サービス

1	事務局	審査委員会を閉会いたします。
		委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。
		《閉会》